

コンクリートポンプ車 「特定自主検査 能力向上教育」

開催のご案内

労働安全衛生法19条の2に基づき、機械の安全を担う特定自主検査資格者は「資格取得後5年を経過した者」または「5年毎」に能力向上教育を受けるよう定められ、最近の進歩に対応した技術や記録表の記載方法等を学ぶことが指示されています。

当支部でも、年に1回当該教育を下記「開催要領」により実施いたします。

労働安全衛生法改正により従来の検査指針が検査基準に格上げされたことから、新基準に沿って「機械の検査方法や記録表の記入等について」知識を習得することは重要です。

対象となる方は、是非、受講いただくようお願いいたします。



公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部

〔 開催要領 〕

1	研修名	コンクリートポンプ車「特定自主検査 能力向上教育」(研修時間7時間)		
2	研修日時	令和8年6月11日(木) 9:10~17:20		
3	研修会場	神戸市産業振興センター 神戸市中央区東川崎町1-8-4 TEL 078-360-3200		
4	受講対象者	コンクリートポンプ車の特定自主検査・検査者・検査員(有資格者)で、 ① 概ね5年経過し、一度も「能力向上教育」を受講していない方 ② 前回受講から、5年以上経過している方		
5	受講手続き	「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにて申込下さい。 申込書受理後、「受講票」「受講料請求書」を送付します。		
6	受講料	受講料	一般	会員
			13,420円	12,320円
※テキスト代及び消費税が含まれています。 ※受講日5日前までに、指定口座までお振込み願います。				
7	申込締切日	令和8年6月2日(定員50名 先着順) ※申込書が遅れる場合は、電話にてご連絡願います。		
8	申込先	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 兵庫県支部 〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号 電話 078-332-4936 FAX078-392-8921		
9	修了証	受講修了された方には、修了証明として教育修了証を交付します。		
10	その他	・ 館内は、全館禁煙となっています。 ・ 昼食は各自でお願いいたします。		